

## 第2次北杜市立病院改革プラン策定委員会の体制

北杜市立病院改革プランの策定等に当たっては、下図のとおり「北杜市立病院改革プラン策定委員会」を設置し、持続可能な病院経営と良質な医療の提供と安定経営を行うことを目的とし、具体的な各病院の取り組み事項について議論を行うため、「病院代表者会議」にて議論を行っております。

### 【北杜市立病院改革プラン策定委員会】

#### 《会長・副会長》

北杜市立病院改革プラン策定委員会設置要綱 第5条第2項の規定による。

#### 《構成員》

(北杜市)

塩川病院長、甲陽病院長、企画部長、塩川病院管理局長、甲陽病院管理局長

(学識経験者・市民代表)

北巨摩医師会副会長、北杜市代表区長会長、北杜市食生活改善推進委員会会長、北杜市母子愛育会会長、国民健康保険運営協議会会長

#### 《事務局》

市民部長、健康増進課長、塩川病院事務長、甲陽病院事務長、市立病院担当リーダー、塩川病院会計担当リーダー、甲陽病院会計担当リーダー、市立病院担当

### 【塩川病院代表者会議】

#### 《責任者》

塩川病院長

#### 《構成員》

塩川病院各部門代表

### 【甲陽病院代表者会議】

#### 《責任者》

甲陽病院長

#### 《構成員》

甲陽病院各部門代表

## 北杜市立病院改革プラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この告示は、持続可能な病院経営と良質な医療の提供を行うことを目的に北杜市立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の策定を行うため、北杜市立病院改革プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 改革プランの策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。